

因果性と知覚

——「知覚の哲学」試論 その六——

種村完司

(1991年10月15日 受理)

Kausalität und Wahrnehmung

——Versuch über “die Philosophie der Wahrnehmung” VI——

Kanji TANEMURA

I. 因果性へのさまざまな問い

人間の知覚が、今、ここにある個別的な存在や、事物の個々の性質だけでなく、ある一定の範囲の事物間の「関係」をもとらえるものであることは、これまでくり返し述べてきた。しかも、知覚のとらえる「関係」は主として、空間における並存、時間における継起、量的な大小、質的な違いや一致、量的・質的な変化などにとどまって、事象間の必然的な関係にはとどいていないこと、この必然性の把握は、知覚ではなく思考の課題であること、についてもすでに述べた。本論の主題である「因果性」も、原因と呼ばれうる事象と結果と呼ばれうる事象との恒常的かつ必然的關係にはかならない。とすれば、知覚的認識が「因果性」という事態を前にして、基本的には自らの弱さや無力をさらけださずにはいないことも予想がつく。換言すれば、知覚と因果性の問題に正面から迫ることによって、関係の認識にさいして知覚が示す諸限界に、われわれは改めて気づくことになる。

「因果性と知覚」のテーマを扱おうとするとき、まず最初に想起されるのは、因果性認識に関するヒュームの提起である。原因と結果の必然的關係なるものは人間に知覚されえず、因果性は事象間の恒常的連接の経験ないし習慣による結合だ、と主張するヒュームは、ある意味では「因果性」問題を「知覚」と最も端的に結びつけて論じた人であった。いわば知覚の立場から、あるいは知覚の認識成果を直接的な論拠にして、因果原理をきっぱりと否定したのである。このヒュームの結論に賛成するにせよしないにせよ、これを画期として、因果性が知覚できるかどうか、という問題だけでなく、それにもまして、そもそも因果性とは何か、それをどう提起しなければならないか、が改めてその後の哲学者たちの大きな課題になったことが、歴史的に重要だ。

カントが、ニュートン自然学の真理性とその自然学を貫徹している因果原理の普遍妥当性を確信

し、ヒュームの因果性否定という衝撃的な主張を乗り越えるために、「カテゴリー (= 純粹悟性概念)」としての因果性の理解を示したのも、その一つの典型である。そこでは、因果性の認識の可否とならんで、当然、因果性とは何か、についての、ヒュームとは異なるカント独自の見解が提出された。それは、カントを批判したヘーゲルにおいても同様であったし、19・20世紀のマルクス主義的唯物論や実証主義・科学哲学でも変わりはない。因果性についての知覚や認識の可否の課題は、どの哲学にあっても、因果性の本性そのものの把握や定義と密接不可分なのである。

私は、以下の論述で、人間の知覚は因果関係そのものを把握できるかどうか、その関係全体を把握できないとすれば、それは、少なくとも因果関係のどういう側面や構造を認識することができ、そしてどこからは認識できないのか、を中心的な課題にしたいと思う。つまり、因果性認識における知覚の役割と限界を正確に示すことだ。それにしても、すでに述べたように、こうした認識論的な探求に先立って、「因果性」に関するいわば存在論的な問いが厳然と存在していることを無視してはならないし、するつもりもない。因果性とはそもそも何か。個々の事象間の因果関係か、普遍性をもつ因果法則か、さらに、目的論などとならぶ世界の統一的解釈としての因果的決定論か。因果関係は客観的に存在するといえるのかどうか。よりふみこんで言えば、因果性は、実証主義の哲学者や科学者がいうように、近接や時間的継起を本質的な要素として含まなければならないのか。因果原理は、産出や生成の原理とみなすべきか、それとも状態の変化の原理にすぎないのか、等々。これらの問いにたいする綿密ではなくとも基本的な解答なくしては、因果性認識の可否への解答もおそらく不可能となるだろう。

「因果性」についての私自身の規定を提出する前に、やや回り道にはなるが、すぐれた哲学者たちの因果性理解がどうであったかを、哲学史的にたどっておくことが有益であろうと思う。

Ⅱ. 因果性理解の哲学史 一素描一

1) 因果性の理論、より正しくは「原因論」を論理的かつ体系的に展開した最初の哲学者として、アリストテレスをあげねばならない。彼にとって、最も普遍的かつ正確で、最も崇高な学は、「第一の原理や原因を研究する理論的な学」であった。ここで言われている「原因」とは、今日でいう因果関係における、特定の結果に対応する特定の原因を意味するだけではない。事物の最奥の本質、最も根本にある実体、事物の始源や目的となるもの等の総称であった。それゆえ、原因の探究は、そのまま存在の本質の解明であり、学的真理の実現にほかならなかった。

もっとも、炯眼なアリストテレスは、第一原理とほぼ等置されうるほどの豊かな内実を与えられていたこの「原因」について分析し、後代にも有名なかの四つの内容を取り出している。第一は、物ごとの実体であり本質である「形相因」、第二は、物の質料であり基本となる「質料因」、第三は、物ごとの運動を始める原理としての「動力因」(ないし始動因)、第四は、物ごとの生成や運動のすべてが目ざす目的としての「目的因」、である(『形而上学』第1巻)。

アリストテレスは、このように物ごとの原因の認識こそ物ごとの真理の認識だとみなすことによって、学的認識のすすむべき方向を呈示したのである。その意味で、因果的な認識は、「原因」概念の理解に大きな差は認められるとしても、今日しばしば誤解されているように、単に近代科学の所産であるとか、近代科学に特有の方法ではなく、すでに古代以来の主要な哲学的研究態度であったことが知られよう。しかも注目すべきことに、彼は、事物の原因が直線的にあいつぐ無限の系列をなしたり、その種において無限に多く存在したりすることを強く否定し、因果の無限系列や無限の種類の原因（ヘーゲルのいえば「悪無限」）の主張が矛盾や不可知論に陥ることに、警告を発している（『形而上学』第3巻）。これは、学による真理把握を擁護するために、因果的認識が陥りやすい矛盾を指摘し、越権的になりがちな知性の営みを予め限界づけておいた、と考えることができるだろう。

周知のように、近代科学は、以上のアリストテレスの提出した四原因のうち、形相因や目的因を、実験や観察に十分にはたええないものとして、また質料因をも、物質的自然の本性上自明のこととして、原因概念からは排除し、「動力因」をもっぱら科学的な探究の対象にすえることになる。とはいえ、アリストテレスにせよ、動力因を追求したガリレオ以降の近代科学にせよ、原因は、世界内の現実的な事物（および変化する事象）の原因、換言すればその存在論的根拠であったし、因果関係は事象間の実在的な関係にほかならなかった。また動力因はといえば、それは、まさに事物（ないし事象）の生成の原理であると考えられていた。

ところが、こうした基本的な考え方は、人間の認識能力を問い、人間の知識の範囲を吟味することによって大陸合理論のドグマティズムと対決したイギリス経験論の登場によって、哲学領域ではしだいに動揺させられ、大なり小なり修正をこうむることになる。すなわち、経験論のよくも悪くも主観主義的な傾向が、因果性の存在論的な把握から認識論的な把握への移行をひきおこすのである。

もっとも、経験論の創始者J・ロックでは、この傾向はそれほど濃厚ではない。彼が、原因と結果、および両者の関係の観念を主題としてとりあげ、その起源を論じたとき、「事物のたえまない変転」という客観的事象が前提されていたし、事物の諸性質や実体の新たな成立が他の存在者からの適用や作用にもとづくものであることが、明瞭に主張されていた。熱（の観念）は、蠟が流体になることの原因であり、蠟の流体性は熱の作用の結果であること、木材（という実体）が、火の力によって灰に帰すとき、火は原因と呼ばれ、灰は結果と呼ばれること等々、そのリアリスティックな真意は疑いえないところだ（『人間知性論』第2巻第26章）。知識の吟味というロック哲学の課題ゆえに、われわれの所有する観念がたえず第一義的に注目された（ロック以降の哲学者による観念の自立化・自己閉塞化こそが経験論的主観主義への道を用意した）けれども、ロックのリアリズムは、観念を生み観念を支える諸々の実在やその運動を見落とさなかった。それゆえに、彼にあっては、やや見えにくくなっているが、因果関係の客観性や生成の原理としての因果性の視点は、たしかに維持されている。

2) 知覚一元論にもとづいて意識から独立している客観的諸實在（およびその諸関係）を否定し去った、J・バークリーの主張から影響をうけつつ自らの哲学を形成し、因果性についての認識論的かつ懐疑主義的な解釈の典型を後世に残すことになったのは、D・ヒュームである。因果性問題は、哲学史上ヒュームによってまちがいなく、一つの画期、いわば新しい論理展開をとげることはなった。それだけに、彼の議論にはいくつかの注目すべき特徴がある。

その一つは、「近接」と「原因の時間的先在」（または「継起」）の二つが、因果関係にとって本質的であることを明確にした点であろう。「どんな事物も、自らの存在する時間または場所とほんのわずかでも隔りのある時間または場所に作用することはできない」（『人性論』第1篇第3部第2節）として、原因となる事物と結果となる事物との「近接」関係がまず第一に強調された。さらに、原因と結果とは完全に同時であるとすれば、世界には原因継起のみが存在し、また時間がまったく消滅せざるをえなくなるだろう、という理由から、「結果にたいする原因の時間的先在」が不可避だとみなされた。彼によれば、原因のこの時間的先在があってはじめて因果継起が成立するからである。

この点で注目されるのは、ヒュームが、以上の二つの関係を重視すると同時に、「原因とは他のものを産出するあるものだ」とするロックの原因概念をきっぱり否定したことだ。「産出するもの」という主張は、定義の代りに同意語を与えるもので、循環論に陥るほかない、というのがその理由である（『人性論』第1篇第3部第2節）。ロックの定義が循環論であるかどうかはともかく、ヒューム自身の因果関係理解が、ある事象の作用・新しい事象の生成という従来の考え方から離れて、事象間の「時間的継起」に大きく傾斜していることが知られよう。いわば「産出」説から「継起」説への転回である。

さて、ヒュームの議論の第二の特徴は、よく知られていることだが、因果関係を「恒常的连接」の経験に帰したことである。他の種の事物が、ある事物につねに伴い、かつ規則的に近接し、継起の順序で存在していたこと、これが「恒常的连接」の意味であるが、しかもこれについての経験（ないし過去の印象）を思い出し、反復することによって、因果観念が成立する。たとえば、炎と熱という二事象の知覚と、両者の恒常的连接の経験の想起から、炎＝原因、熱＝結果、がとらえられるというわけだ。「恒常的连接」は一応事象間の規則性を示すものだが、同時にまた二事象の継起の反復的经验（さらにそれから生じる習慣）でもある。因果性は、ここでは、事象間の客観的關係という性格が希薄にさせられて（ただし客観性が明確に否定されているわけではない）、恒常的连接の経験や想起という認識論的性格を濃厚に帯びさせられる。いわば、実在的な因果の二事象は協役となり、二事象に関する因果的結合の観念が主役となる。

第三の特徴としてあげるのは、ヒュームによって因果性から「必然性」の規定が完全にとり除かれたことであろう。経験の反復、想起にもとづく習慣等は、必然性の根拠たりえないからである。これは、因果性を恒常的连接の経験に帰したときから予想されたことであつたし、事実その不可避の論理的な帰結でもある。とすると、「必然性」とは虚妄なのか？ この概念はなにに由来するの

か？ ヒュームに言わせれば、事物の世界に必然性など存在しない。その意味では虚妄である。必然性は、恒常的接続の反復的経験を洞察した結果であり、それはけっきょく「心の内的印象」だ、ということになる。伝統的に因果性に帰属せしめられていた「必然性」の規定は、かくして因果性から剥奪されてしまった。

ヒュームの主張が、事物認識としてはもっぱら知覚にのみ信をおき、そしてこの知覚的認識に依拠した上での因果必然性論の反駁であることは疑いない。人間の知覚は、たかだか事物間のきわめてひんぱんな接続ないし随伴をとらえることができ、かつこの結合の蓋然性の程度をかぎりなく高めることはできるが、この結合の絶対的な必然性や確實性に達することはできないからである。もっとも、こうした見解の原型はすでに、先輩のバークリーのうちに見出される。

「われわれは、感官のある観念に他の観念が恒常的に随伴することを知覚し、かつこれがわれわれの行いではないことを知るとき、その観念それ自身に力能（power）と作用（agency）をとただちに帰して、一方を他方の原因とするのである」（『人知原理論』第32節）と。そしてバークリーは、恒常的な随伴現象の知覚から発して、関係する二つの観念に原因や結果の名を与えることを「不合理で不可解だ」とみなしたのである。ヒュームはこのバークリーの基本的態度を継承したのであり、この二人の力によって、因果における必然性だけでなく、じつは因果性規定そのものが解体されたことが知られよう。

ところでヒュームは、ホブス、クラーク、ロック等がかかげた「原因必然」論——「万物は原因をもたねばならない」とか「原因によってのみあらゆる事物は存在しはじめる」という主張——を「直観的にも論証的にも絶対確実ではない」として批判した。原因必然論、あるいは因果関係の必然性を、事象の知覚的経験ぬきにまったく思弁的推論的に証明しようとしても、それは種々の詭弁に陥りやすく、ヒュームが克明に批判したように、けっきょくは成功しないように思われる（『人性論』第1篇第3部第3節参照）。しかし、単なる論証的思考ではなく、知覚的経験にもとづく知性の分析・総合の思考によって、因果関係の必然性を解明する道は残されている。ヒュームは、関係の必然性、知識の確實性をきわめて厳密に考えた。意識の外の客観的な現実界については、絶対的な意味での必然性や確實性には達しえない、というのはヒュームの言う通りではあろう¹⁾。しかし、因果の必然性（なんらかの範囲や限界をもつにせよ）は、知覚や習慣によって明らかにされないとしても、知覚的経験の成果に依拠した思考の課題でありつづけるのではないか。

3) 以上のようなヒュームによる因果原理の否定にたいし、思惟する能力としての悟性と、そのアプリアリな主観的形式であるカテゴリー（＝純粹悟性概念）に依拠することによって、因果の必然性を「救い出そう」（これが不適切なら「擁護しよう」としたのが、I・カントであった。カン

1) 単に近似的ではなく、ただ一つの例外も許さないような厳密な因果的必然性を現実の事象間で見つけることは不可能に近い（不可能と断定することもできないが）。それゆえ、厳密な必然性を要求する論者は、往々にして、因果関係を「理想化」する心の働きのうちにのみ因果的必然性を承認することになりやすい。

トにあつては、ヒュームと同様に、いやそれ以上に、因果関係は事象の時間的継起に等しいものと考えられている¹⁾。彼が、あるものの生起を知覚する場合、「あるものの先行」と「規則にしたがつた継起」を二つの必須の要件としていることからそれは明らかだろう（『純粹理性批判』第2版 P.243）。

しかも、カントが因果性の議論にさいしてとり上げる「知覚としての出来事」ないし「生起するものの知覚」の実例は、もっぱらある事象の連続的継起・系列を表わす内容になっている。たとえば、水の二つの状態、すなわち液体である水から固体である水（＝氷）への変化を時間関係において知覚する、とか、川の上流にある一艘の舟を知覚したのちに下流にある同じ舟を知覚する、というぐあい。ここでは、二つの事物・二つの事象の時間的先後関係が最も重視されており、それゆえある事物の作用による他の事物の生成・変化ではなく、一つづきの事象の状態の変化・推移が目されるにすぎない。

とはいえ、カントの独自性は、生起するものの知覚の基礎に因果関係の概念を認めたことにある。それは次のような理由からだ。生起するものの知覚には、必ず知覚の順序を必然的にする規則がある。たとえば、先にあげた流れを下ってゆく一艘の舟を知覚する場合、人は必ず上流のある位置にまず舟を知覚し、その後下流のある位置に舟を知覚する。これが逆転することはありえない。この知覚の継起の順序は現象の客観的継起に規定されており、前者は後者に従わなければならない。これは、大きな家を知覚する場合と異なる点だ。ある家の知覚については、人は上部の屋根から知覚してだんだんと土台まで下りてくることもできれば、反対に下から上へと逆方向をたどることもできる（また、左からでも右からでも知覚を始め、かつ終ることができる）からである。

カントは、現象界に存在するこういう逆転させることのできない変化の規則性・秩序性に注目し、ここに一種の普遍的法則を認める。しかし、この法則は、事物自体に属するわけではない。この根拠は、現象に形式を与え、客観たらしめる純粹悟性（先験的統覚）にあり、それゆえ現象の継起も、主観の形式であるカテゴリー（この場合、因果性のカテゴリー）にもとづいて現象を整序する悟性能力の成果として承認されるわけだ。自然に秩序や法則性を外から与えるという、人間悟性の「超自然的」能力に依拠してではあったが、ともかくカントは、ヒュームによって否認された（現象界での）因果関係の必然性を再興し、防衛したのである。

もう一つカントの因果性に関する議論の中で忘れてならないのは、彼が、原因と結果が同時に存在するときの因果関係に論及している点だ。時間的継起を第一義とする立場からは、この矛盾的事態（継起と同時存在という）についてのなんらかの「弁明」がどうしても必要になろう。

彼は、因果の同時存在の例として、暖炉と部屋の暖かさ、鉛の球と蒲団のくぼみ、ガラス管と水の上昇などをあげており、しかも自然界においては、原因の大半はその結果と共存していることを率直に認めている。だが、カントによれば、原因と結果が同時に存在するとしても、因果法則は破

1) カントが因果性を時間的継起におきかえたことを鋭く批判している論者の一人に、W・ジェームズがいる（『哲学の諸問題』第12章）。

綻するわけではなく、その場合でもまちがいに妥当している。そもそも原因が結果と共存し、しかも結果が時間的に継起するのは、「単に原因がその全部の結果を一瞬時に成しとげえない」ことから起きるのである。結果がはじめて成立する瞬間には、原因はすでに消失しているのではなく（消失していれば結果は成立しない）、結果と共存しているからこそ、因果法則もそこに働いているわけだ。かくして、因果の共存という事実を前にして、彼は、「時間の経過 (Ablauf)」はなくとも、「時間の順序 (Ordnung)」は厳然と存在しており、この時間の順序こそ因果関係にとって本質的なのだ、と主張するのである（『純粹理性批判』第2版 P.248）。

カントの提出した「時間の順序」というこの概念は、大いに注目されてよいのではあるまいか。原因と結果との瞬時的結合や同時存在・共存という現象は、ともすれば原因と結果との時間的継起（時間の幅や経過をふくむ）の考えと対立するにしても、たしかに「順序」とは両立しうるように思われる。「順序」概念は、たしかに原因の結果にたいする「時間的先在」から由来するものではあろうが、時間的経過をふくまないものであるなら、原因の「存在論的先在」¹⁾にも共通するものではないか。なぜなら、原因—結果の順序を重視することは、原因が結果に先立つことだけでなく、原因がなければ結果も成立しないこと、換言すれば、結果にたいする原因の規定性（ないし根拠としての原因）を重視することだからである。かくて「経過」と区別された「順序」は、時間的継起を踏みこえる内容をもった概念だといえるだろう。

4) カントにおいて事象の時間的継起や悟性のアプリアリな形式（因果性のカテゴリー）に等置された因果関係を、再びW・F・ヘーゲルが、イデアリスムスの立場からであるとはいえ、実体間の関係として、しかも作用と産出の内実をもつものとしてとらえ直すことになった。因果性は、主観性の領域から再び客観性の領域に移行させられたのである。もとよりヘーゲルは、思惟と存在との同一性に立脚する汎論理主義者であって、単なる客観主義者ではなかった。因果関係が現実の事象間の客観的關係であるにしても、この関係をとらえるのは悟性的思惟であるから、存在論と認識論とが彼の中で分断されていたわけではない。彼は、因果の実在的な関係および悟性による因果的認識の意義と限界を、いわば統一的に明らかにしたのである。

ヘーゲルの因果性の議論の特徴を、ヒュームやカントとの異同を念頭においてとり上げるとすれば、次のようになるだろう。

その一つは、因果関係における同一性と、それに対応する悟性の同語反復的な考察についての指摘である²⁾。たとえば、雨は湿気をもたらすという現象にあっては、原因である雨、結果である湿

1) M・ブングは、「時間的先在」を斥けて、「存在論的先在」こそ因果性にとって本質的だと強調している（『因果性』）。

2) ヘーゲルは『論理学』において、因果関係（＝因果性の相関）の三段階—(1)形式的な因果性 (2)規定的な因果性 (3)制約された因果性—を呈示している。主に原因と結果との形式的区別が問題になる第一の段階からすすんで、つづく「規定的因果性」の段階においてはじめて、原因と結果のリアルではあるが有限な内容が主題になり、因果を貫く同一性が現われてくる。この意味で、ヘーゲル因果性論の中心をなすのは、第二の規定的因果性の段階だと解することができる。

気のいずれにも「同一の水」が存在する。また、結果として生まれたある行為にたいして、行為する主観の中の内的心情が原因であるとするれば、この心情は、行動を通じて外化された場合でも内的なときと同一の内容と価値をもつ、とみなされよう。さらに、ある物体の運動の原因は衝動力である場合、衝突の前後に存在する「運動の量は同一」であることが知られうる。原因と結果の継起や連鎖にだけ目を奪われしないで、両者の表現する内容にまで立ち入ってみれば、たしかに一定の共通するものが発見できるのである。これがあればこそ、ある現象を結果としてとらえたとき、その結果を理解し説明するために、悟性的思惟は、共通なものを包含する事物を探し求め、それを原因と規定することも可能となる。こういう作業は、たしかに単なる「同語反復的な考察」でしかないとはいえようが、けっして悟性の主観的な作為や捏造なのではない。原因事象と結果事象を貫くこの同一性にこそ、悟性による因果認識が成立する実在的な根拠があるわけだ。

ところで、ヘーゲルが注意しているように、原因と結果とが遠く離れている場合はどうか？ この場合には、因果の関係はたしかに上述の同語反復にはならないかのように見える。ヘーゲルは、ある人の父親が戦争中弾丸に当って死亡し、この事態が種々の連鎖をひきおこしながら、最終的にその人が自己の才能を発揮することができた、という例をあげ、射撃を才能開花の原因とみなしうるかどうかを問うている。しかしこの場合、射撃がそれだけで原因ではありえず、むしろそれと他の多くの作用との結合こそが原因であると考えられる¹⁾から、射撃そのものは、原因というより単に可能性としての諸事情に属する一契機にすぎぬ、と彼はみなした(『論理学』第2巻第3篇第3章「因果性の相関」)。

ある特定の結果にたいして、多数の原因が重層的にあるいは連鎖をなして存在しているこうした事例においては、単純な因果関係の中では指摘しうる同一的なものをとらえることは、きわめてむずかしい。だが逆からいえば、結果から原因へ(それからさらにその原因へ)の遡行の過程で、内容上の同一性または悟性的な同語反復が把握できるかぎり、特定の結果にたいする原因という資格を与えることができるだろう。しかし、因果連鎖の途上で、変化の一つのきっかけとなったり偶然的に予想外の影響を及ぼしたりする個々の諸条件は、原因と呼べるべきではなく、「可能性としての一契機」とみなされなければなるまい。このように、ヘーゲルの指摘は、長期の重層的な因果連鎖にたいするわれわれのあるべき分析的な認識態度を教えてくれている。

さて、ヘーゲルの因果性論の第二の特徴は、因果性およびその認識のもつ限界にたいする明確な自覚であり、批判である。その一つは、自然的有機的生命と精神的生命との相関に因果性を適用することをきびしく戒めた²⁾こと、二つめに、因果的な認識は結果から結果への無限進行、または

- 1) M・ブンゲは、諸条件の複合体が階層的に一つのまとまりをなして結果を決定する場合、これを「連言的多重因果連関 (conjunctive multiple causation)」と呼んだ。ヘーゲルの例はほぼこれに当たる。
- 2) 人間精神は単に外から自然的なものを直接的には受けいれない、つまり「ある原因を精神の中にそのまま連続させないで、これを中断し、転化する」からである。ヘーゲルは、栄養と血、食物・寒さ・湿気と熱、イオニアの気候とホメロスの作品、カエサルの野心とローマ共和制の没落の4例をあげて、前者と後者との間には種々の中断・屈折があり、直接的な因果関係は成立しない、とみた(『論理学』「因果性の相関」参照)。

原因から原因への無限遡行に陥らざるをえないこと（もっとも、これはカントにおける純粹理性の二律背反の論述の継承ではある）、の指摘である。彼の因果性批判はおおむね的確だと思われる¹⁾し、因果原理の有限性の論述を通じて、われわれも、因果認識が、複雑な現実事象の学的体系的な把握の一つの重要な段階であること、しかしその限界ゆえにいつまでもそこに安住しているわけにはいかない一つの中途の段階であることに気づかされる。いまは一応その点を確認しておくだけでよいだろう。

ヘーゲルの議論の第三の特徴は、因果性と相互作用の関係を究明したことである。因果性は、原因となる事物の結果となる事物にたいする作用（ヘーゲル自身は「受動的実体」が「能動的実体」から「強制力」をうけると表現しているが）によって成立することはもちろんだが、現実にあっては、たとえどんなに微々たるものであろうと、後者の事物の反作用もそこに必ず惹起されている。この事物間の作用—反作用に着目するかが、原因からの一方的作用の立場にとどまっていることはできず、事物間の「相互作用」の把握にすまざるをえない。相互作用といえども因果性とは別種ではなく、それは相互的な因果性にほかならない。かくてヘーゲルに言わせれば、相互作用は因果性の「真理」（因果性の向うべき目的あるいは因果性を実現すべき成果）であり、因果性は相互作用に収斂されてゆく。

だが、ヘーゲルのこの議論には、功罪の両面がある。因果性を相互作用の中に位置づけたこと、すなわち、因果性が相互作用のもつ両方向性の一面であり、一方向性の規定であること、を明らかにした点は功績だといえよう。しかし因果性を相互作用の前段階とみなし、ここから高次の相互作用への移行を必然的だと論ずることによって、因果性（およびその認識）の独自の意義を消失せしめた（これが言いすぎなら、希薄にした）ことは、重大な難点であった。

因果の結合をなす二事象間で、一方の他方への作用が、例外なく後者の前者への反作用を惹起するとはいえ、いついかなるときでも作用は反作用によって相殺されるわけではない。じっさいその時々条件に応じて、反作用がほとんど無視できるような場合もひじょうに多いのである。たとえば、致死量をこえる有毒物質を飲みこんで、ある人が数分のうちに死亡したとしよう。この場合、肉体は毒物にたいするなんらかの反作用をしている（一時的にせよ生理的な解毒作用が体内でおこなわれたはずである）にもかかわらず、反作用を無視できるほどの毒物による圧倒的な肉体への破壊作用があったのである。肉体の死という悲劇的な結果をもたらした最大の原因は、肉体が耐えないぐらいの多量の毒物そのものであったことは明らかであり、ここでは相互作用ではなく、原因と結果の不可分の関係こそが事態の本質というべきであろう。それゆえ、現実の論理としても、因果性こそが最重視されねばならない。もし、服毒の事実は目撃されず、死者だけが発見されて、死因がすぐには特定できぬ場合、文字通り、原因究明が残された者にとって最大の課題になる。そのさい、他のどんな論理や認識方法よりも、現実生成したはずの因果関係とそれを把握する因果的

1) あとで見るように、自然的生命と精神（的生命）との間、また精神の領域においても、一定の因果関係が成立する点で、私はヘーゲルの因果性批判を無条件には肯定しない。

認識こそが、大切にされかつ力を発揮せねばならない¹⁾。因果性を相互作用に解消してすむ問題ではないからである。

これに加えて、周知のようにヘーゲルは、因果性および相互作用の真理は、「概念」であるといひ、機械論的力学的現実より、有機体的生命的現実をいっそう高次の段階とみなしている。因果原理が生命現象や精神現象にはほとんど妥当せず、因果的認識はこれらの有機的諸現象の解明にはまったく無力であるとされた。しかし、これは明らかに言いすぎであろう。生命や精神の諸活動の中のさまざまな局面の間や、生命や精神と外的事物との間では、近似的であるとはいえ、往々にして因果原理がはたらいっているからである。それゆえにまた因果的認識による関係の解明が、他の論理より大きな役割をはたすことも少なくないからである(先の毒物と肉体の死との関係もそうである。また精神の領域については、V章後半を参照)。このように、因果の関係論理が相当の威力を発揮し、一定の価値をもちうる領域はかなり広大な範囲にわたっていることも、われわれは忘れないようにしよう。

Ⅲ. 現代の因果性論の到達点——M・ブンゲの『因果性』

1) 以上の主要な哲学者たちの因果性論のあと、19・20世紀にも、弁証法的唯物論や実証主義に属する多くの論者の因果性解釈が提出されてきた。それらをひとまず別にしても、因果性問題を近現代科学の諸成果にもとづいて体系的・総括的にとり扱った書として、マリオ・ブンゲの『因果性』(Mario Bunge: Causality 1959)を無視することはできない。この本は、科学哲学内部の唯物論的傾向を示しており、物理学を中心とする自然科学やこれまでの哲学思想の諸成果を的確に把握かつ表現し、さらに歴史科学や社会科学についても著者自らの造詣の深さを感じさせる労作である。それは、現代の因果性論の到達点を告げしらせるものといってよい。ここでは、本論との関連でとくに重要だと思われるブンゲの基本主張を、できるだけ正確を期しながら要約し列挙しておこう。

ブンゲの基本的な立場は、因果決定論にも非因果論にも与しないが、因果原理の一定の客観的妥当性と科学的意義をば認める「半因果論」である。因果関係は、「現実の事象の間に、すなわち自然や社会に起こる出来事の間、たとえただ近似的にであろうとも見出されるところの、依存関係の客観的な形式」(1-1-2, P.24²⁾)であり、それゆえ、単なる認識論的カテゴリーにとどまらず、なによりも第一義的には存在論的カテゴリーなのである。

では、因果関係はどのように定式化されねばならないか? 多くの論者が提出してきたさまざまな定式化ないし命題に批判を加えたあとで、ブンゲの呈示する定式化はこうである。『もしC(原

1) 同じことは、日本の代表的な公害病である水俣病やイタイイタイ病についても(ここでは、有機水銀やカドミウムと人間身体の疾患との因果関係の究明が課題になった)当てはまることを想起しよう。

2) CAUSALITY—The Place of the Causal Principle in Modern Science 『因果性』黒崎宏訳(岩波書店)以下、()内の数字は章、節と邦訳書の頁数を表わす。

因事象) が起こるならば (そしてそのときのみ), E (結果事象) は常にCによって産出される』と (2-5, P.65)。この種の適切な因果原理の定式化のうちには, (1)条件への依存, (2)一意性, (3)結果の原因への一方的依存, (4)結合の不変性, (5)産出性あるいは結合の生成的性質, 等の諸概念が必ず含まれていると彼はみなした。逆に言えば, これらの概念を含まない命題は, 因果原理の適切な定式化ではないのである。(4)の結合の不変性や(5)の産出性の主張は, 彼が明らかにヒュームやカントの「時間的継起」説を斥けていることの証しである。ブンゲは自らの理説を「一般的決定論」ないし「新決定論」と呼び, その一般的決定論をば「生成原理と法則性の原理を必要にしてかつ十分なる要素とするところの, 存在論的理論」(1-5-3, P.43) だと規定したのも, 因果原理の中核に法則性と産出性をおいているからである。

因果関係の客観性を承認し, 因果性の無条件ではなく一定の (近似的な, ときには統計的な) 法則性を擁護するブンゲの見地からは, これまで多くの哲学者や科学者が無批判的に信じてきた「近接」性や原因の (結果にたいする) 「時間的先在」性等は, 因果関係にとって本質的ではない。近接性も時間的先在性も, 因果性と両立はするが, 因果性とは相互に独立のカテゴリーだからである。

さらに, 産出的性格を不可欠の要素とする因果性は, 不変な時間的継起と同じものではなく, それゆえ, 「継起」説にのっとって現象主義者や一部の科学哲学者らが主張している「原因=初期状態」「結果=最終状態」という因果解釈も正しくない (ここでは, マッハやオストワルド, さらにナトルプやK・ポパーなどが批判の対象にされている)。この種の解釈は, 「状態の時間系列としての変化の記述」に徹しているが, そもそも状態は自ら産出能力をもちえないのであるから, 状態の間には因果結合はありえないこと, 因果連鎖はたしかに一定のパターンにしたがって時間的に展開されうるけれども, 因果関係そのものが時間の規則的継起によって尽くされはしないこと, 等にまったく気づいていないのである。こうしたブンゲの批判は, 明らかに, 彼が因果性に含まれる作用と産出の基本特性をつかんでいたからこそ, 可能であった¹⁾。

なおまた, 因果関係の一方方向性, よりくわしくは, 原因にたいする結果の直線的で一方方向的な依存という事実に注目するブンゲは, 相互作用主義や関数主義にたいしてもきびしく的確な批判をおこなう。相互作用を現実界の普遍的原理と考える相互作用主義は, 相互作用の限界についての自覚が弱く, 因果性の独自の意義を明らかにできないという欠点をもっている。じっさい, 二事象間の作用と反作用は, 一方がひじょうに優勢なため, しばしば対称的でないこともある。このほか, 「先行事象が完全に消失してしまった過程においては, 相互作用の成り立つ余地はない。」(6-3, P.182) これらの指摘は, 因果性を相互作用の中に解消する傾向の強かったヘーゲルにたいする批判としても聴くことができよう²⁾。同じことは, この相互作用主義に立脚しながら, 因果性を関

1) ただし, 私は, 「原因の (結果にたいする) 時間的先在」と「時間的継起」に関するブンゲの主張にやや異論がある (この点については, IV章の後半を参照)。

2) もっとも, ブンゲは, 正確にはヘーゲルを「相互作用主義」に入れてはいない。さらに彼によれば, マルクスやエンゲルスも相互作用を因果性よりも優位なカテゴリーとして認めている。しかし, 彼らは関数主義に陥らず, 「決定的な因子」「第一次的動因」の存在を認め, 必要に応じて因果性をも重視したことを, ブンゲは正当に評価している (6-1-7, P.173~174)。

数性に還元してしまう、関数主義についても当てはまる。マッハやキルヒホフなどの新実証主義者は、因果結合を対称的な相互依存を表わす関数関係によっておき換えることを要求した。だがブングに言わせれば、関数を用いて表現されるものは、一方向的な因果結合ではなく、もっぱら相互依存（ある対象の異なる諸側面の、また異なる事象の諸性質の間の）にはかならない。そもそも関数的依存は、過程上の生成的結合の概念をまったく含まないし、「生成的には相互に関係せずただ共存しているかもしれない物や性質の間の相互依存」（4-1-3, P.112）を表わすものにすぎない。こうして彼は、「関数主義」に反対して、因果性を関数性に還元することは不可能だと断定するのである。

2) これ以外にも、注目すべきブングの主張はいくつかある。その一つは、『原因がやめば結果もやむ』というアリストテレスの見解、『原因と結果とはあい等しい』という原理（いわゆる因果における不変性の原理）等、因果性をめぐる伝統的な理説を今日どう評価するか、についてである。これらの理説にたいするブングの分析と評価は、すこぶる柔軟で説得的だ。

前者の見解に関していえば、ある事物が外的原因の作用をうけてかなり著しい変化を示し、そしてその変化は作用が消失したあとでも、一定期間は持続するのが一般であろう。この変化がつづく期間（いわゆる「回復期間」）がもし実用的な観点から無視できるほど些細なものであれば、このときには『原因がやめば結果もやむ』という説も正当性をもちうる。とはいえ、それはあくまでも近似的である。じっさいには、原因がやんでも結果がつづくという現実があるにもかかわらず、結果の終了・消滅の見地に導かれてしまうのは、「原因を有効なものにし、かつ回復を急速におこなわしめる諸過程についての、われわれの無知」（7-3-2, P.204）が強く影響するからである。

後者の『原因と結果とはあい等しい』という、いわゆる不変性原理は、一般に新しいものの発現を否定する機械論の哲学を導いた。というのも、原因と結果との厳密な同等性を主張することは、根源的に新しいものが生まれる余地を認めず、あらゆる変化を機械的な作用と反作用の継起に帰すほかないからである。こうして厳格な因果論は、神秘的な奇跡を不可能にしたという点では進歩的な役割をはたしたけれども、純粹に新しいものの存在を完全に排除し、しかもまったく説明不能のものにしてしまった。とはいえ、ブングは、原因と結果の同等性の主張が、積極的側面をもっていることにも注意を促している（8-2-6, P.226 参照）。なぜなら、それは変化の中の、量的不変性、質的不変性、構造的同一性等を主張するからであり、新しいものの発現を変化の各段階でただちに期待することなく、恒常的なものを求めて、現実分析や科学的推論を着実にすすめる力になりうるからである（これは、因果決定論を「統制的原理」としてとらえ直したカントの見地と相通じるところがある）。

しかし、この不変性原理の影響もあって、因果原理は一般に新しいものを排除してしまう、と誤解されてきた。これにたいしてブングは、因果性を擁護して、因果的決定論はたしかに新しいものや多くの変化の説明には不十分だが、「因果原理は根本的な変化と両立する」こと、因果関係その

ものは「あらゆる新しいものの発現においてある役割を演ずる」し、「新しいものの産出の一翼を担っている」ことを強調する(8-3, P.231)。非合理主義者のように、根源的に新しいものは非合理的なものであり科学的な説明を拒むものだ、と考えるのでないかぎり、その解明にさいしては、因果性カテゴリーをふくむ「規定(ディターミネーション)の全カテゴリー¹⁾の助けをかりねばならない」(8-3, P.230)というブングの主張は正当だと思う。重要なことは、因果性への盲目的信仰でも不信にもとづく全否定でもなく、その限界と成立条件をみすえた上での科学的な活用であろう。

これまでとりあげてきたテーマのほかにも、ブングの叙述の中で価値あるものはまだまだ多い。因果性に関しての近代科学の特性—自然的な因果関係への限定、動力因による因果関係への限定、因果仮説のテストの要請、因果結合の数学的な翻訳、等々—についての指摘(9-1, P.238)、因果原理と充足理由原理との本質的差異—前者は存在論的身分を有するが、後者は認識論的な手続きの規則にほかならないこと—への言及と両者の混同への批判(9-3, P.241~244)、社会・歴史法則の存在の確認とその著しく非因果的な特色—「強く自己決定的であり、決定的に弁証法的であり、部分的に目的論的であり、そして典型的に統計的である」(10-4-5, P.284~285)等々の性格—の指摘などがそうである。

さらに、「法則」の三つのレベルの規定—客観的パターンとしての〈法則1〉、実在である法則1の概念的再構成としての〈法則2〉、法則2を検証したり実際に活用したりする場合にそれがとる形としての〈法則3〉—と三者を区別することの科学的意義の説明(12-1-2, P.319~321)、因果性を「予測可能性」におきかえることの誤り—予測可能性は、因果的仮説と非因果的仮説の両方の真偽の判定基準であり、存在論的カテゴリーたる因果性とちがひ、認識論的カテゴリーに属するものであるから—の指摘(12-5-1, P.336~337)、量子力学における不確実性と決定性に関する解釈—予測の不確実性は経験的な非決定性であって、「対象の非決定性を導きはしない」こと—と非決定論への批判、存在論的な決定論の擁護(12-5-2~12-5-3, P.338~340)、等々のうちにも、科学的成果にもとづく因果性・法則性にたいするブングの見識の高さがうかがわれる。

総じて、ブングの因果性論は、存在論的カテゴリーとしての因果関係を強調し、実在的な諸事象を貫く法則性を擁護することによって、実証主義的な因果解釈にたいするすぐれた批判となっている。彼がおこなった、因果関係成立の基本要件(一意性、産出性ほか)や因果法則の一定の客観的妥当性等の解明は、多くの科学者たちにたいして、因果性に関する種々の誤解を免かれさせ、因果原理の誤った適用を予防し、客観的な事象間での真に因果的な法則の探究・発見に大きく寄与するにちがいない。その意味で、彼の示した理論的成果は、今後の因果的解釈の発展の礎石たりうるし、科学研究上の共有財産といってよいと思われる。

1) 決定または規定(Determination)の種類としてブングのあげるものは以下の通りである。(1)量的な自己—規定 (2)因果的規定 (3)相互作用 (4)機械的規定 (5)統計的規定 (6)構造的規定 (7)目的論的規定 (8)弁証法的規定(質的な自己—規定)(1-3, P.35~37)。彼の視野の広さがよく示されている。

しかし、これ以上彼の個々の主張内容にたち入って正確な評価を下そうとすることは、本論の課題を大きく越えることになろう。ブングの因果性論の中心が何であり、それがどんな理論的な寄与をしているかについては大まかな理解がえられたことに満足して、この節の論述を終ることにしよう。

Ⅳ. 因果関係をどう規定するか——私の立場

1) 西洋哲学における因果性理解の概括的な歴史と、最近の因果性論の到達点としてのM・ブングの諸見解を見てみたが、それは、「関係（とくに因果関係）の知覚」問題に正しく答えるには、因果性をそもそもどう把握するか、が決定的に重要だと考えられるからであった。ヒューム主義の「恒常的连接の知覚」説からする因果性への懐疑は、認識批判としては積極的な意義を失わないけれども、厳密な因果原理や因果論のみを本来の因果性とと考えて、实在レベルで生起する因果関係とその広義の（ないしは緩やかな）法則性をも否認するという結果を招いてしまった。こうして、必然性も「心の内的印象」とか「知覚の性質」に帰せられるほかなかったのである。因果関係や因果原理はどのような領域で成立するものであるか、それは客観的なものか主観的なものか、さらに因果の厳密な必然性がそもそも成立しているのかどうか、必然性なるものをまったく一つたりとも例外を許さぬものとして考えるべきかどうか。これらは、いぜんとして避けることのできない根本問題である。哲学史と現代科学の諸成果を念頭におきつつ、今や、因果関係をどう規定すべきかについて、私の見解をここで要約的に述べておくときである。

私はまず、因果関係の「一定の普遍的实在性」を認め、主張する。さしあたり自然・社会・精神（ないし思考）の諸領域を設定した上で（この領域区分は相対的であり、三者が重複し合いかつ相互に影響を与えあっていることも、十分に確認してのことだが）、このいずれの領域でも因果関係は存在していること（「普遍的实在性」とはこの謂いである）、しかし、これらすべての領域で、因果関係が優勢または支配的であるとか、ましていついかなるときでもそれだけが貫徹している、とは決して考えず、ブングのいう種々の法則的「規定」と並存し、ときには協同しながら、事象の変化や新たなものの生成に一定の役割を演じていること（この意味で「一定の」普遍的实在性だという）、を主張するのである。

とはいえ、自然・社会・人間精神の全領域に因果関係・因果原理を認めることには、疑念や反論が生まれるかもしれない。さきにも紹介したように、ブングは因果性に関しての近代科学の特性に言及したとき、「因果関係を自然的因果関係に限ること（自然主義）」「動力因を物理的な動力因に帰着させるべく努力すること（機械論）」等を、きわめて重要な特性としてあげていた。しかし、彼のいう近代科学は「近代自然科学」と限定し直すべきであろう。近代自然科学が因果性をもっぱら自然だけの領域に限定して探究をおこなうのは、別に非難されることではない。ところが、自然的機械論的特性をもつ因果性（原理）を自然以外の他のどんな領域にも認めないと強弁するのであ

れば（社会や精神に関する諸科学の動向や成果を無視して）、それは自然科学のはなはだしい越権というものだ。社会や人間精神の領域でも、因果性はけっして支配的ではないが、さまざまの様相をとって現象し、場合によっては他の規定（ディターミネーション）に優越する役割をはたすこともある。社会科学や精神科学は、たしかに因果的な探究だけに従事するわけではないが、因果法則をも含む事象の諸法則をとらえようと努力しているのであり、それゆえ、これらの科学の成立と発展そのものは、因果性を含む法則性の存在の証しでもある。

それにしても、人間精神の領域内に因果関係の存在を承認してもよいものかどうか。これについては、いまだ説明が必要であろう。

もとより精神は身体とともにあり（むしろ正確には、身体と合一しており）、外的環境にとり囲まれ、日常不断にその影響を受けている。精神を物質的なものから完全に独立しているとみなす観念論に立たないかぎり、純粹に精神現象内部だけで原因—結果の結合が生成した終熄するわけではない。精神の諸活動、具体的には感性や知性による知的認識的活動、欲望や喜怒哀楽に代表される情緒的活動、決意・忍耐・断念などの意志活動は、外的な自然的事物、社会・人間関係、身体的生理的条件とのつながりの中で、またその中でのみ生起し維持されている。

とはいえ、こうした環境と諸条件のもとで生起している精神の諸活動のうちの限られた局面や段階で、しばしば一定の因果の結合が見出されうるのである。たとえば、過去のある強烈な印象を想起することによって、いしれぬ恐怖感に襲われる場合がある。この印象の背後には、当人のおかれていた当時の生活や人間関係上の苦難があったであろうし、その苦難と結びついた思い出すのもつらいほどの悲惨なあるいは苛酷な体験があったにちがいない。過去のこうした生活体験がまずもって精神の中に内化され蓄積されたのではあるが、なにかを機縁にしておこなわれた精神の想起作用が原因になり、激しい恐怖という結果が生み出されたのである。外的な諸条件を一応捨象すれば、精神の領域で一定の因果関係が成立しているとみることは不当ではない。

さらにまた、激しい欲望がある堅い決意をひきおこし、人をある種の行動に駆りたてるということも、このさいの適当な一例としてあげることができよう。この欲望が、他人の言動によってであれ、ある衝撃的な社会的事件によってであれ、なんらかの外的な刺激をうけて生みだされたにしても、精神の内部で、欲望が原因として作用し、ある目的実現のための意志や認識活動を結果として形成した、ということは十分ありうることであり、この関係を因果性のカテゴリーによって把握することはまちがってはいまい。

2) だが、このように、精神的諸活動のある一定の局面で個々の因果関係が見出されうるにしても、恒常的な因果関係ないし因果的な法則と呼ぶに値するものも成立しているのであろうか。この種の疑問もまだ起りうるであろう。これについても、私は、法則としての因果性も精神領域内で成立しているとみてよい、と考える。

たとえば、精神分析学で明らかにされたように、「防衛機制」などの心理的事実がそのことをよ

く示している。個人は、日常的に多くの課題をせおい、内的にもさまざまな欲求をもって生活しているが、課題が能力をこえるほどに過重であったり、欲求が種々の障害のゆえに実現を阻まれたりすることが多い。こういう場合、これらの衝動や欲求、それらに結びつく印象や記憶を意識から排除して、自我の崩壊を防ぎ、自我統一を保とうとする。この種の自己「防衛」として、抑圧・転換・投影・昇華・合理化などの諸様相が明らかにされているが、ここに一定の因果的法則を指摘することができるだろう。すなわち、過重な課題への不適応や欲求不満が不安を生み、さらにその不安が防衛を動機づける。課題や欲求の大きさ・質、個人のおかれている現実的条件や個人の性格や資質によって、さまざまな具体的な因果連鎖が形成されえよう。しかしともかく、防衛機制が意識内で成立せざるをえない原因がたしかにあったのであり、「課題への不適応や欲求不満→不安→防衛機制の成立」という大筋の因果的法則性が存在していることは否定できない。

さらに、ある強い知的欲求が認識意志の形態をとって、感性や知性を働かせる場合も、精神の内部での因果的法則¹⁾の表現だとみてよいのではないか。認識活動が成立するには、それをある期間にわたって維持する欲求としての知的好奇心なり認識欲求なりが、一種の原因として存在していなければならない。認識が持続し実現するには、認識対象を媒介にしつつも、感性的認識から知的理論的認識への移行・進展がなければならない。認識のプロセス自体は、質的变化や飛躍に富んだ弁証法的なものではあるが、欲求・意志と認識能力（感性・知性など）との間に一定の因果的合法則性を承認することは十分可能であり、かつ重要なことでもある。「重要だ」というのは、この承認こそが「意志がなければ認識もない」という自明の真理を確認させ、「すぐれた対象認識を実現するには、強固な認識意志を育てなければならない」という実践的指針をもたらすからである。

かくして、自然や社会というわれわれ人間をとりまく現実の環境的世界のみならず、いわゆるイデアールな精神現象のレベルでも因果関係や因果的法則の存在を認めることができる。もちろん、ヘーゲルも言うように、生命や精神の領域では、非因果的な現象も多く、むしろ非因果的な規定作用（統計的、目的論的、弁証法的等々）の役割の大きさを重視せねばならない。だが、因果性の原理を自然界にのみ限って、精神界ではまったく拒否してしまうのは、偏狭な自然主義的態度というべきであり、因果性の概念をかえっていびつな貧しいものにしてしまうだろう。

あと一つ付言すれば、精神の領域での因果性の特色として、原因は動力因でありながら目的因としての性格をももちうることである。精神の創造的な作用（むろん無条件ではなく、相対的な）は、なんらかの目的（前述の例では、自我の崩壊を防ぐため、とか、対象の真実を認識するため、等々）の実現と深く結びついている。動力因と目的因との合一²⁾は、精神現象が物理的機械的現象と本質的に異なっていることの証しでもある。もとより、原因が目的因をふくむ動力因であるといえ、このことは、精神現象において因果性が意義をもたない、ということをはなんら意味しないの

1) 誤解を避けるために付言すれば、この種の法則は数値によって表現される厳密な自然必然性ではない。正確には、「必然的傾向性」と称する方がよいと思われる。

2) 意識の場や行為の中では動力因と目的因とが一体になることを明確に指摘したのは、W・ジェイムズである（『哲学の諸問題』第13章）。

である。

3) 因果関係の一定の普遍的実在性という見解の次に、私は、因果関係には「産出」「生成」が固有の現象であることを主張する。具体的にいえば、原因となる事象は、運動や変化の相対的な源泉（動力因）として、必ず作用性格をもち、他の事象（およびその変化）の産出のために主要な役割を演じなければならない、同じことだが、結果となる事象の生成をもたらすものでなければならない、ということだ。ただし、私は、運動や変化の「相対的な」源泉と言う。なぜなら、作用主体としての原因といっても、ほとんどあらゆる事象は運動の絶対的な創始者または自己原因としての主体ではありえず、自ら外にある事物・事象からの影響をうけて一定の作用性格をもちうるにすぎないからである。ともあれ、ヘーゲルやブングエにならって、「作用」「産出」「生成」という諸概念こそ、因果関係や因果原理の本質的内容をなすと私は考える。

このような規定から、実はいくつかの知見—とくに因果関係は何でないか、という主張—が必然的に導きだされてくる。その第一は、ヒュームやカントのように、因果関係を規則的な（ないし不変の）時間的継起と同一視する、という考えには立たないということだ。ある先行する事象とそれに後続する事象は一つの時間的な継起をなすが、それが規則性を示すとしても、ただちにここに原因—結果の関係がある（そして因果のカテゴリーを適用できる）ということは認めがたい。因果関係は事象間に成立するとはいえ、事象の継起以上のものだと考えるべきである。どうしてか？ カントがあげた例のように、上流にある一艘の舟が流れに乗ってしだいに下ってくる時、ある地点での舟の存在は、次の地点での舟の存在にとって、原因というより単なる先行事象である。ここにあるのは、因果の結合というより、単なる規則的な先後関係にすぎない。もし、特別な作用性格をもってはいないこの種の先行事象を後続事象の原因とするなら、現実の存在者ないし現実事象に先行するあらゆる事象が原因の資格をもつことになってしまい、因果関係がありとあらゆる所に満ちあふれることになる。

しかもこういう議論の延長上に出てくる次のような見解すら、十分な正当性をもってしまいうだろう。「実際、物体が各瞬間に一かたまりのものとして存続することには論理的必然性がないのだから、その間に因果関係が求められなければならない。こうして、本の一分子のある瞬間における存在が、直前におけるその分子の存在をも原因としているであろう。」（木村慎也¹⁾「因果性と目的」『知覚と世界』所収）ひとたびこれを正当な因果関係解釈として承認すると、たとえば同じように、現にある私の身体内の（皮膚上の、あるいは内臓中の）1秒前の一細胞、1時間前の一細胞、1日いや1年前の一細胞さえもが、すべて現在の私の身体が存在することの「原因」と規定されなければならない。存在全体の連続を保つためには、先行するあらゆる瞬間の部分的存在が不可欠だからである。

1) 木村氏の因果性規定にはこうした極端な主張もあるが、これを別にすれば参考になる論述も多い。氏の名誉のために付言しておく。

だが、先行するあらゆる部分は、後続する部分および存在全体の「持続の条件」にすぎない。たしかに、存続するためにはなくてはならない条件ではあろうが、別に科学的な探究やテストをなんら要しないごく自明の条件でしかない。その意味で、「因果性＝時間的継起」説は、因果関係の規定のあまりに節度のない拡張あるいは適用というべきである。それは、事象の持続や継起の条件を原因だといいはることによって、かえって事象間の関係を因果的にとらえることの意義をまったく見失わせることになるだろう。

時間的継起を因果性と等置する上述の考えは、事物間の作用関係に注目せず、事物の状態の時間的変移の記述に墮ししやすい。ブンゲも言うように、状態それ自身は、なんらかの事象を産出する能力をけっしてもちあはしない。ある状態は、他の状態の前に存在したり、あとに存在したりするだけである。それゆえ第二に、因果関係は作用し作用される事物間の関係であって、事物の状態どうしとの関係ではないことをも確認しておこう。

ただ注意せねばならぬのは、「作用」が問題だからといって、事象間の運動や変化だけに因果関係が適用されるわけではない、ということである。物理的にせよ、生理的あるいは心理的にせよ、現に作用が存在し持続しながら、諸事象がいわば静止的な関係にある場合も少なくない。たとえば、家の屋根や天井が頑丈な柱に支えられているとき、大きな強度をもつ柱の支える力こそが、屋根や天井が落下しないことの原因である。また、ある人の現在の精神的満足は、毎日の充実した仕事や温かい友人・家族関係が原因である、というように。だが、ふだんは気づかれることの少ないこの安定がくずれば、劇的な変化（結果の事象）がたちどころに現われてくるにちがいない。天井が落下した場合、老朽化した支柱がその落下の原因だったのであり、また、ある人が陥った深刻な精神症は、疎外された苦痛な労働や職場の抑圧的な人間関係が原因だということが発見されるだろう。作用し合いながら均衡や安定を保っている事象どうしにも、このように因果関係が存在していることを忘れるべきではない。

さて第三に、原因の作用性格や産出能力および結果の原因への依存性を重視すべきであるから、因果関係を相互作用に帰着させてはならない、誤解をおそれずに断定すれば、因果関係は相互作用ではない、ということである。たしかに、ヘーゲルが言うように、相互作用は相互的な因果性であって、そのかぎりでは、因果関係は相互作用の一環または一側面であり、事象間の相互作用的關係に包括されるだろう。だが、結果（といわれる事象）の反作用が無視してよいほどにきわめて些細・微小であったり、原因の産出性が事象間の結合の基本性格をなしている場合は、われわれは相互作用の見地を排して（あるいは禁欲して）因果的認識をこそすすめるべきではない。この点は、先にヘーゲルの議論を検討し批判したときにふれたので、ここでは割愛することにしよう。

4) 因果関係の本質的な規定として、一定の普遍的実在性、作用・産出性をあげたが、次いで、これに「法則性」を加えなければならない。法則は、なんらかの条件を必要とする、つまり条件なしには成立しない。因果関係も法則であるためには、原因と呼びうるある事象が生じており、しか

もそれが他に作用するということが第一の根本条件である。さらに、原因と結果との間に「一意的（または恒常的）結合」がなければならない。あるときは E_1 という結果、他のときは E_1 と反対の（あるいは別種の） E_2 という結果が生じるときは、原因—結果の結合は一意的ではない。たとえば、もし室内の酸素が欠乏すれば、ロウソクの火が消える、という命題はたしかに法則性を表わしていよう。それは、酸素の欠乏という原因と火の消失という結果とが一意的に結ばれているからであり、酸素が欠乏したのに火が燃えさかるというような他の結果を排除しているからである。

因果の法則も法則である以上、必ず条件に依存するが、もちろんこのさいの条件は不規則な偶然的な条件を意味しない。ロウソクの火が消えたという場合、たまたますきま風が吹いたためであったり、ロウソクの芯が水で濡れたりしたからだということもありえよう。これらの個々の条件は、それらが生じれば火の消失という結果を必ず産出する、というものではない。やや同語反復にはなるが、因果法則を成立させる条件とは、それが作用すれば、必ずある特定の結果が恒常的に産出されるような、それだけ本質的な条件でなければならない。もとより、この同語反復を脱却するには、テストによる検証が必要である。実験や実践にもとづく観察によって、ある結果が生成するにさいしての条件が、単に偶然的ではなく本質的であること、その結果を一意的ないし必然的に産出する原因であることが確認されよう¹⁾。

そして、このことがまた、運命論的な因果論を斥ける適切な態度ともなる。なぜなら、運命論的な因果論は、結果が成立するための諸条件を科学的に究明せず、原因と結果の一意的結合をテストによって検証することを拒否するか無視するからである。神仏を信じなければ交通事故に会う、というたぐいの神秘的な決定論では、神仏への不信仰という原因（まがいのもの）が、交通事故との遭遇という結果と一意的に、しかし主観的に結びつけられる。ところが、交通事故発生のための社会的・技術的条件はまったく問題にされないし、原因（まがいのもの）と結果との結合もここではテストされようがない。条件もなく法則性もない因果論は、科学的因果論ではなく、信仰やドグマに支えられた運命論的な因果論となるほかはない。

最後に、因果関係の本質的規定として、「原因の結果にたいする先在性（ないし先行性）」をあげるべきであろう。しかし、この「先在性」の議論には、ただちに、それは「時間的先在」なのか、それとも「存在論的先在」なのか、という問いがまとわりついてくる。

この問題について、ブングは、ここ百年の間時間的先在性を因果性にとって本質的だとみなしてきた学者たちの支配的な考えをきっぱり斥けて、原因の結果にたいする存在論的先在性のみが承認されるべきだ、という。時間的先在の主張は、原因と結果の間にはつねに時間の遅延があるという「遅延作用の原理」と一体になってきた。だがこれは、原因と結果の共存や両者の時間的結合など

1) 「法則は単に現実の事例にだけかかわるものではない」という主張のテスト不可能性を言いやるヒューム主義に反対して、木村氏は「手をかえ品をかえ—さまざまな可能性にわたって—A事象を現実化しても、つねにB事象が随伴して現実化するか否かを調べることにより、可能性に及ぶ両事象間の恒常的随伴関係の主張はテストされる」と反論した（上掲「因果性と目的」）。私も氏の見解に賛成だ。

の事実と矛盾する。因果性の適切な定式化だといわれる「もしCが起るならば（そしてそのときのみ）Eは常にCによって産出される」という命題には、原因の時間的先在は入っておらず、むしろ『結果が起るならば原因が起っていないてはならない』という存在論的先在の見地のみが、そこで意義をもっているにすぎない。これがブングの言い分である（『因果性』3-2-1-3-2-2, P.80~84）。

私は、原因の結果にたいする時間的先在を、ブングほどきびしく斥ける必要はない、と考える。もちろん、因果間の時間の遅延ないし時間的ずれは、普遍的現象とはいえない。原因の多くは、自ら漸次的に作用し漸次的に結果を産出しながら、結果と同時的に存在する。また因果の瞬間的結合（たとえば「力は加速度をひきおこす」という力学法則の場合や、量子力学における「波束の瞬間的収縮」のような場合¹⁾など）も現実界にはしばしば生じている。だがそのことによって、原因が結果より（時間的な順序として）先に在ることまでもが否定されるわけではない。諸事象の作用・産出は、現実の時間的継起の中で成立しているのであり、それゆえ原因—結果の連鎖も時間的な系列の性格をもちうるのである。『結果が起るならば原因が起っていないてはならない』というブングの存在論的先在性の主張も、結果の成立以前にまたは結果の成立と同時に原因が作用していることを排除しないのであり、時間的順序としての原因→結果がけっして逆転しえないことをも意味しているのである（「順序」の考えは、先にふれたように、すでにカントが提出している。彼の主張が、時間的先在性だけでなく、存在論的先在性の内容にもかかわっていることが、この節の論述からもわかっていただけよう）。

その点で、「原因の時間的先在性」説を、因果の共存や瞬間的結合を否定する「遅延作用の原理」と一体化させず、原因なしには結果はなく、しかも結果は原因には時間的に先立ちえない、という限定的な意味においてとらえることができる。そのかぎりでは、「時間的先在性」の見地と「存在論的先在性」の見地とを截然と区別し、前者を排除して後者だけを是認する必要はなくなろう。因果関係は単なる時間的継起ではないが、時間的継起の中でのみ生起する事象間の必然的關係だからである。したがって時間的継起は因果性の本質的規定ではなく、因果性（因果法則、因果連鎖をふくむ）が成立するための根本条件なのであり、これを確認することは、因果性の全体的な理解にとって無益ではないように思われる。

V. 因果性の知覚

1) 因果関係とは何であって何でないか、因果関係はどんな領域でどのような範囲で妥当性をもっているのか、等についてはほぼ明らかにした。そこで今こそ、知覚は因果関係をどのようにしてどの程度とらえることができるのか、換言すれば、その関係全体の知覚は無理だとしても、全体のうち

1) この二つの実例は、ブングの『因果性』から採用した（3-2-1, P.81）。

のどのような側面や部分が知覚できるのか、という課題に向かうことにしよう。

因果関係は、いうまでもなく「原因」の事象と「結果」の事象を不可欠の要件とするが、この両事象、とくにそれらの作用や変化は、一般に直接的に知覚できる（複雑な作用や変化の場合でも、鋭い注意とたえざる反復によって）、とあってよい。たとえば、投げられた（運動する）ボールが窓のガラスを割ったという場合、原因としての「ボールの運動」と結果としての「ガラスが割れる」という二つの事象（または二つの事物変化）を知覚することはたやすい。ここにはすでに、一つの個別的な因果関係が成立している。とはいえ、それをもって因果の必然的關係の成立とまではいふことができない。いくどもボールが投げられて、その多くの場合ガラスが割れるであろう。しかしもちろん、時に割れないという事態も起りうる。そのさい、「ボールの運動」と「ガラスは割れなかった」という別の結合が成立することになり、先の因果結合が恒常的ではないことに気づかされるのである。

ボールが運動してガラスが割れるためには、原因以外のさまざまな条件が必要だ。ボールの初速度、ボール自体の堅さ、空気の抵抗、ボールとガラスとの距離、そしてガラスの強度などの諸条件が、である。それゆえ、より厳密には、ガラスがもっているなにかの強度を越えるような衝撃力をもったボール（の運動）は、ガラスが割れるという結果を生む、と主張する必要がある。もっとも、これは一種の同語反復である。ガラスを割るほどの勢いで衝突するボールがガラスを割る、と言うに等しいからである。しかしそれでもなお、多様な条件を考慮し、それらのうちのとくに基本的な条件を満足させるときにのみ、原因と結果との恒常的結合が可能であることは、まちがいになく知られよう。ここで条件の探究が始まるのである。初速度、空気抵抗、距離などが一定の場合、ボールの堅さとガラスの強度がどれくらいであればガラスは割れてしまうか、というたぐいの具体的な探究も可能になるだろう。多くの実験と観察を通じて得られた数値（ボールの堅さ、ガラスの強度等）があつてはじめて、「ボールが運動する」と「ガラスが割れる」との必然的因果関係が解明される（「もししかじかの条件でボールが投げられれば、運動するボールはそのとき常にガラスを割る」というように定式化される）のである。

われわれ人間の知覚は、事象間の結合をとらえるが、さしあたりは、比較的恒常的な結合も偶然的で例外的な結合も、無差別にうけいれる。しかし、知覚の反復によって、事象間のより恒常的な結合をとらえ、それを偶然的な結合から程度において區別するようになる。だが、そこで捕捉されるのは、必然的な結合ないし関係の必然性ではない。先に述べた因果の一意的結合を成立させる諸条件への自覚が弱いからである。因果結合にとって条件が不可欠であることの自覚、必然性を成立させる諸条件の探究と列挙は、知性の課題であり、知覚と協同する思考の任務であろう。諸条件の探究にさいして知覚が働かないのではない。しかし、さまざまの条件の中で、事象間の結合を規定し制約する基本的条件を選択し確認するには、思考による分析・比較・一般化が要求される。

2) 必要な基本的条件の把握のほかに、原因と結果とが共通に含むもの、いわば両者に同一的な

ものを的確にとり出すことができるのも、感性よりは知性であろう。知覚も、外観上あるいは偶然に、同一のものを数かぎりなく認知する。運動するボールと割れるガラスとが同じ程度の堅さや滑らかさをもっていたり、たまたま表面色が一致していたりすることを見出しえよう。しかし、ガラスを割るだけの衝撃力や運動量が因果の両事象を貫通する同一的なものであることの認識は、知性の抽象能力をまたねばならない。知覚は、必然的なもの・偶然的なものを問わず、多様な同一性をつかみはするが、それらの中から必然的に同一的なものを識別し確定し表示することはできない。ブンゲにならって、「同一性」を、量的同一性（不変性）、質的同一性（不変性）、構造的同一性の三種に分けることができようが、この中で質や構造における同一性などは、とりわけその発見のために長い労苦に満ちた知的営為を必要とすることだろう。

さらに、事物や事象を空間的・時間的にとらえる知覚は、事物（事象）の作用・変化を認知するが、それにもまして原因と結果の空間的・時間的「近接」（ないし連続）や時間的「継起」に強い関心を寄せる。第一に、作用するものは作用をうけるものに直接的に接触していなければならず、両者の間に空虚な隔たりや第三者の介在があってはならない。両事物（事象）間に確たる断絶が存在するような場合には、知覚は因果的な結合を見失ってしまうからである。それゆえ原因と結果との近接は、知覚の強い要請となる。だが、知覚のこの立場は、原因による結果への遠隔作用の事実とまっこうから矛盾する¹⁾。近接の理論と遠隔作用の説とを知覚自身は調停することができない。

第二に、作用するもの（原因）のあとに結果が生起する、という事態も、知覚にとってなにものにも優越する自明の真理である。原因が結果に時間的に先立っているからこそ、原因→結果という時間的「継起」も可能となることに知覚は気づいている。それゆえ、時間系列の中でたえず確認される、原因の結果にたいする「時間的先在」を知覚は毫も疑わない。ところが、これに矛盾するような原因と結果との同時的存立・瞬間的結合などの事実も、知覚的認識の中に当然入ってくるだろう。事実どうしのこういう矛盾も、知覚だけでは解決できない難題なのである。カントが「時間的先在」を前提しつつ、因果の同時的存立（＝共存）の事態を「時間の順序」という考え方で説明し直したのも、知覚を超えた知的論理的解釈に依ってであったのだ。

原因が結果に時間的に先立つ、という事実は、経験上知覚にとって自明であるが、ひとたび「結果はなぜ原因に先立ってはならないか」という問いが立てられるや、それに知覚は正面から答えることはできない。知覚は、せいぜい結果が原因に先立つような経験をこれまで一度もなしえなかった、というだけであろう。結果が原因に先立つこと、逆に原因が結果におくることが不可能であることは、思考によって論理的に解答されねばなるまい²⁾。さらに、ブンゲのいう、原因の結果に

1) ヒュームが「近接」を因果性の本質的要素だと主張したとき、すでにニュートンの万有引力における「遠隔作用」説が当時のイギリスでも市民権を得ていた。この事実から、ブンゲは、ヒュームの科学哲学が前ニュートン的だと批判している（『因果性』3-1-1, P.77）。

2) いくつかの解答があるかもしれない。「未来の事象は〈まだ〉現実化せず、〈まだ〉その身分を得て〈いない〉から、現在の事象の原因とはなりえない」（木村慎也「因果性と目的」）という主張もその一つである。いや、本来この種の議論は同語反復に陥るしかない、という否定的解答もありうるだろう。

たいする「存在論的先在」なるものも、他でもなく思考そのものの成果だと思われる。原因のあとに結果が継起する、というのではなく、時間(性)とは無関係に、「結果が起こるならば原因は起っていないてはならない」と論理的に断言しうるのも知性であろう。結果にたいする原因の規定性・根拠性・第一義性がそこではつかまれている。この主張は、もっぱら時間的継起に注目する知覚のよくするところではない。

3) 因果関係のなかの「知覚できるものと知覚できないもの」をめぐる以上の叙述を、改めて総括してみれば次のようになろう。

知覚は、事象の作用の現われや変化に注目し、原因と結果の多様な結合をとらえ、さらに反復によって事象間の「恒常的接続」をとらえるようになるが、因果結合の条件の探究にむかわず、けっきょく結合の必然性をつかむには至らない。知覚は、因果的事象間の差異するものや等しいものをとらえるが、必然的に同一のものも偶然的に同一のものをも混然となったまま受けいれ、因果の中の真に同一的なものを取り出しえない。さらに知覚は、結果にたいする原因の時間的先在をとらえ、因果を時間的継起として理解する。しかし、原因と結果とが時間的に逆転してはならぬ理由を述べることはできず、因果関係における「原因の存在論的先在」の決定的な意義をも把握することはできない。

少し反省すればわかるように、因果性問題に限定していえば、この「知覚」(および知覚にもとづく主張)は、ヒューム(部分的にはカント)の哲学の立場をそのまま代弁しかつ表現したものだ。知覚によってとらえられる「恒常的接続」「時間的継起」という現象は是認され、知覚にはとらえられない因果の必然的結合や因果間の同一的なもの等は否認されたのである。

因果性は、たしかに知覚のレベルでは「恒常的接続」や「時間的継起」として現象し、そうしたものとして規定されうる。しかし、このことが可能であるのも、それがそもそも事象(レアルおよびイデアールな)間の産出性をそなえた必然的關係であり、原因と結果のうちに同一的なものが貫いている、という客観的な背景があるからではないか。因果関係は何であるかの問題(科学哲学者がいうところの、因果性の「意味」の問題)を、因果性は人間のどんな認識能力によってどの範囲で認識されるかの問題(認識論的問題)に解消したり、おきかえたりすることはできない。まして、知覚レベルで獲得される因果性規定でもって、因果性の実像全体を汲みつくしたと考えることは、明らかに不当なのだ。そうしてみると、知覚的認識に入りこんでこない因果性の諸側面を排除することは、知覚の偏見かつ独断であったのであり、したがって、知覚が見落してきた因果性の豊かさを、今こそわれわれは意識的に復権させなければならないはずであろう。

4) 因果性が必然的結合であることの把握は知覚にとって不可能であることを以上で確認したが、これにたいして、因果関係の知覚的な原経験を承認し強調する見地がある。W・ジェイムズが主張する「因果関係の知覚説(perceptual view of causation)」がそれである。最後にこの説を検討してお

こう。

ジェイムズは、因果性の概念主義的な考え方（アリストテレス、スコラ哲学、ライプニッツなど）に反対して、因果性にたいする直観的な知の意義を唱えるのであるが、といて、ヒュームやカントのように、知覚経験にもとづいて因果関係を時間的継起に帰着させることはしなかった。さらに、われわれの意識や行為の外にある自然的・社会的な因果関係をすべて知覚できると言ったわけでもない。ただ彼は、個人の意識経験や行為の内部に、最も典型的な因果性が見出されることを主張したのである。すなわち、彼によれば、因果性の本質である「作用 (activity)」や「効力 (efficacy)」は、手順・障害・努力・緊張・解放などの体験を通じてのみ与えられる。継起する意識の場が互いに連続しているという経験こそ、原因があるしかたで結果をふくむことを理解させる。さらに、欲望や意志が、完全に十分な原因ではないにせよ、不可欠の原因であるということも、現実の行為の中でこそ把握される。このように、そしてこのかぎり、ジェイムズは因果性自体の知覚を強調した。

彼の主張をどう評価するのが正しいか？ ブンゲは、ジェイムズの見解を、それが、われわれが感じ、われわれ自身の活動があらわにするような種類の接続とみなしている、という理由で、「根本的に不合理だ」と非難した（『因果性』8-2-3, P.218）。因果性の客観的性格を承認するブンゲにとって、因果性を主観的な体験に帰してしまうかのような議論は我慢ならなかったにちがいない。たしかに、因果性の起源やその典型的な表現を、自然や社会などの客観的な諸関係の中にはなく、第一義的に人間の精神や行為の中に求めることは、体験の自明性にひきずられた主観主義的な態度であるように思われる。しかし、私は、ブンゲと異なって、精神の活動や行為のプロセス中にも因果性を認め、そこに「原因」「結果」概念や因果関係についての理解の一つの端緒を求めることは、まちがっていないと考える。欲望・意志・情緒・感覚・思想などの精神的諸様相の間に、相互作用や有機的発展関係とならんで、じっさいある種の限定的な因果関係が成立しているであろう。因果性はそれ自身体験ではないが、体験されうるものではある。だが、ほんとうの問題はここからなのだ。

個々の因果的な関係が内的感官によって直接的に知覚されることは、それほどむずかしくはない。しかし内官による直接的知覚は、外官のそれと同様に、因果の必然的關係を把握することは不可能であろう。概念的思考の助けを借りない内部知覚は、やはり事象間の恒常的接続の認知に至るだけで、諸条件の具体的な分析にもとづく法則的理解を獲得しないからである。たとえば（ジェイムズがあげている諸概念を用いれば）、精神が強い欲望に触発され、種々の障害や圧迫を克服し、緊張を高め集中力を発揮してすぐれた思想を生みだした、としよう。そして、こういう体験を通じて、「原因」「結果」や「作用」「産出」の内実を一応直観的に理解したとしよう。内部知覚は、この精神の諸作用が次々に発生し継起していくこと、したがってまっさらその時間的プロセスをとらえはするだろう。しかし、原因に相当する欲望がどうして思想という結果を生んだのか、今後いつでもその原因はその結果を産出するのか、についてはなんら説明し表現しない。まして、このプロセス

における発展の必然性、すなわち精神的活動はなぜ他ではなくこのように進行せざるをえなかったのか（この問いは、因果性以上の、「弁証法的自己規定性」の解明を要求する）については、内部知覚はまったく沈黙せざるをえない。

それゆえ、ジェイムズのいう知覚体験される因果性は、ブンゲが要求する必然的結合である因果関係ではない。精神領域における個別的な因果的継起（または因果連鎖）の知覚は、たしかに否定できないであろう。だが、因果関係の本質をなす条件にもとづく必然的結合は、単なる知覚によっては認識不可能だとすれば、「因果関係の知覚」というジェイムズ的表現は、不適切であり越権的なのである。「不適切」だというのは、知覚によって必然性をも認識できるという誤解を招くからであり、「越権的」だというのは、概念的思考能力を無視して知覚の能力をあまりに過大視することになるからである。